

設計・建設時のポイント

建築基準法には、建設時に行う「建築確認申請時における保健所長の審査」に基づくねずみ昆虫等の対策が定められています。

防虫構造

窓や通風口には、網戸を設置する等、害虫が建築物内部に侵入しないような構造とする。

防そ構造

- 1) ねずみが建築物内部に侵入しないような構造とする。
- 2) 給排水管、配電管等を床、天井、側壁等を貫通させる場合には、その接点に座金を取り付ける。
- 3) 出入口ドアの下部の隙間は、ねずみが通過できない幅に金属板等を張った自動開閉装置を設ける等、防そに有効な措置を講じる。
- 4) 排水口、排気口等が外部と接する場所には、耐蝕性で堅固な金属網等の防そに有効な措置を講じる。

(東京都「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」より)



オーナー様として飲食店を営むテナント様との契約時に「善管注意義務」として盛り込むべきポイント

平成30年6月13日に食品衛生法が改正され、飲食業を営むテナント様にもHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理が義務付けられました(令和3年6月1日完全義務化)。

HACCPとは、食品衛生上の危害を防ぐために、特に重要な工程を管理するための取組みをいいます。

そこで、オーナー様は「善管注意義務」としてテナント様との賃貸契約書に、下記の事項を盛り込むことが食品衛生上重要となります。

《善管注意義務として盛り込むべき内容》

- ①食品衛生法に定められたHACCPに沿った衛生管理を実施すべきこと。

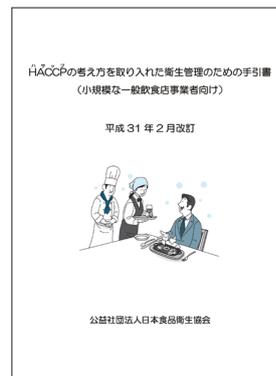
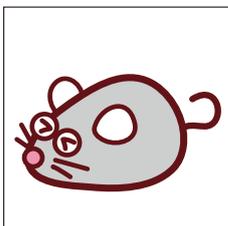
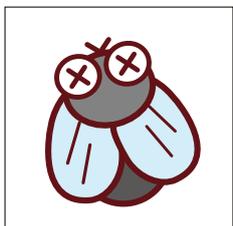
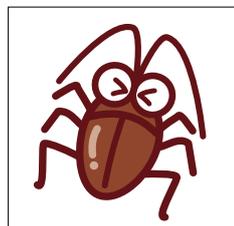
「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書(小規模な一般飲食店事業者向け)」
(公益社団法人日本食品衛生協会)を参考にしてください。

- ②施設の清掃、保守点検、廃棄物の処理を適切に実施すること。

なお、これら項目の具体的な内容には、ねずみ昆虫等の侵入・発生防止対策が含まれています。

- ③ねずみ昆虫等の侵入や内部繁殖につながる店舗の内装工事時に実施すべきこと。

- 天井、壁等店内に隙間を作らない。
- パイプ類には座金を取り付ける。
- 間接照明は天井・壁に隙間を作らない。
- シャッターは上部に隙間を作らない。



HACCP(ハサップ)の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書
(小規模な一般飲食店事業者向け)
公益社団法人日本食品衛生協会